平成２７年（フ）第２１６号
釧路市新栄町14番18号　ＷＩＴＨＩ　Ｂ
債務者　宮脇　俊夫
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２２５号
釧路市共栄大通９丁目１番141号　共栄パレス401
債務者　渡部　榮子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６２２号
埼玉県川越市岸町２丁目23番地７（グリーンハイツ202号室）、前住所埼玉県和光市西大和団地６番４号503
債務者　瀬下　義人
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２３号
埼玉県川越市岸町２丁目23番地７（グリーンハイツ202号室）、前住所埼玉県和光市西大和団地６番４号503
債務者　瀬下　供子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８９号
山梨県甲府市宝２丁目14番14号
債務者　中山　正男
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛290番地26
債務者　宜志富邦弘
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３６３号
沖縄県那覇市前島３丁目22番14－701号
トーマス前島Ⅱ
債務者　大城　美樹（旧姓上岡）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２６号
北海道枝幸郡浜頓別町字仁達内
債務者　室之園大介
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１４５号
青森県三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添17番地88
債務者　川村翔一朗
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
宮城県大崎市鳴子温泉字入沢134番地114
債務者　西川　哲史
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　２街区11棟204号
債務者　今嶋加代子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３１号
埼玉県富士見市水谷１丁目４番地10　ＳＳＳ富士見寮307
債務者　宮原まきみ
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７９９号
神戸市中央区二宮町２丁目６番18―504号
債務者　アイズセレクションこと　井津　康富
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８０号
神戸市須磨区高倉台１丁目１番１号　看護宿舎
債務者　仲本由紀子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１９号
神戸市須磨区大池町２丁目５番11号
債務者　大松　恭博
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３１号
神戸市兵庫区荒田町２丁目12番20号
債務者　藤井由紀子（旧姓澤坂）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部